

第66号議案

芦屋市職員の再任用に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

芦屋市職員の再任用に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年8月31日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律による厚生年金保険法及び地方公務員等共済組合法の一部改正に伴い、関係条例の規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市職員の再任用に関する条例等の一部を改正する条例

(芦屋市職員の再任用に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋市職員の再任用に関する条例（平成13年芦屋市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号」に改める。

(芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 芦屋市職員の退職手当に関する条例（昭和30年芦屋市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項」に改める。

(芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例（昭和36年芦屋市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

## 参 照 1

### 芦屋市職員の再任用に関する条例等の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律による厚生年金保険法及び地方公務員等共済組合法の一部改正に伴い、関係条例の規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

##### (1) 芦屋市職員の再任用に関する条例の一部改正（第1条関係）

特定消防職員の定義において引用している地方公務員等共済組合法の条項を厚生年金保険法の条項に改める。（附則第2条）

##### (2) 芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部改正（第2条関係）

自己の都合による退職の事由から除かれる傷病に係る規定中の障害等級の定義において引用している地方公務員等共済組合法の条項を厚生年金保険法の条項に改める。（第4条）

##### (3) 芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部改正（第3条関係）

(2)に同じ。（第3条）

#### 3 施行期日

平成27年10月1日

地方公務員等共済組合法抜粋（平成27年10月1日施行）

※ \_\_\_\_\_ 部分は，削除される規定

（障害共済年金の受給権者）

第84条（第1項省略）

2 障害等級は，障害の程度に応じて重度のものから1級，2級及び3級とし，各級の障害の状態は，政令で定める。

附 則

（退職共済年金の支給の繰上げ）

第18条の2 当分の間，次に掲げる者であつて，次条各号のいずれにも該当するもの（国民年金法附則第5条第1項の規定による国民年金の被保険者でないものに限る。）は，65歳に達する前に退職共済年金の支給を組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては，市町村連合会。附則第24条の2，附則第26条，附則第28条の2及び附則第28条の3において同じ。）に請求することができる。

(1) 特定警察職員等（警察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しくは常勤の消防団員（これらの者のうち政令で定める階級以下の階級である者に限る。以下この号及び附則第25条第3項において同じ。）である組合員又は組合員であつた者のうち，次条各号のいずれにも該当するに至ったとき（そのときにおいて既に退職している者にあつては，当該退職のとき）において，引き続き20年以上警察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しくは常勤の消防団員として在職していた者その他これらに準ずる者として政令で定める者をいう。以下同じ。）以外の者で昭和36年4月2日以後に生まれたもの

（第2号省略）

（第2項から第7項まで省略）

厚生年金保険法抜粋（平成27年10月1日施行）

（障害厚生年金の受給権者）

第47条（第1項省略）

- 2 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

附 則

（老齢厚生年金の支給の繰上げ）

第7条の3 当分の間、次の各号に掲げる者であつて、被保険者期間を有し、かつ、60歳以上65歳未満であるもの（国民年金法附則第5条第1項の規定による国民年金の被保険者でないものに限る。）は、政令で定めるところにより、65歳に達する前に、実施機関に当該各号に掲げる者の区分に応じ当該者の被保険者の種別に係る被保険者期間に基づく老齢厚生年金の支給繰上げの請求をすることができる。ただし、その者が、その請求があつた日の前日において、第42条第2号に該当しないときは、この限りでない。

（第1号から第3号まで省略）

- (4) 特定警察職員等（警察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しくは常勤の消防団員（これらの者のうち政令で定める階級以下の階級である者に限る。）である被保険者又は被保険者であつた者のうち、附則第8条各号のいずれにも該当するに至つたとき（そのときにおいて既に被保険者の資格を喪失している者にあつては、当該被保険者の資格を喪失した日の前日）において、引き続き20年以上警察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しくは常勤の消防団員として在職していた者その他これらに準ずる者として政令で定める者をいう。以下同じ。）である者で昭和42年4月2日以後に生まれたもの

（第2項から第6項まで省略）